

# 江東ひがし

◎平成31 (2019) 年度 税制改正大綱……	2、3
◎支部研修会ニュース ……………	7



す み だ 北 齋 美 術 館 蔵

## 浮世絵

葛飾北斎

### 『東都駿台』 (とうとすんだい)

この図は、葛飾北斎筆の名所絵(浮世絵風景画)『富嶽三十六景』のうちの1枚。

駿台とは、神田駿河台の略称。今の御茶ノ水駅付近の南側の台地のことを指す。この地名は、江戸時代初期に駿府(駿河府中、現在の静岡市葵区付近)から江戸に移住した徳川家康の家臣が居を構えたことに由来する。

この図の右下には瓦屋根を大きく描き、左に向かつて上り坂を配しながら、二本の大きな樹木が天に聳えている。その遠方には雪をかぶった富士が山容を見せている。中央の崖下には流れる川は神田川。坂道を往来する人々は農夫、武士、小僧、棒振り、旅人など多彩であるが、誰一人として富士に気を留めていない。

### 葛飾北斎とは(文化期の北斎、その4)

当時の江戸には意外に多くの西欧文物が入ってきており、北斎が舶来の銅版画や本の挿絵などから洋風表現を学んだ可能性もあるが、より身近な存在として司馬江漢や亜欧堂田善といった日本人洋風画家たちの作品がある。江漢の油絵は浅草寺や愛宕神社などの絵馬堂に掲げられ、衆目を集めていた。北斎が洋風表現を試みた文化期初頭は、田善の版画が相次いで出ていた時期でもある。(続く)

# 平成31年度税制改正大綱(平成31年3月27日成立)

## 中小企業に対する軽減税率・投資促進税制が2年間延長!

政府は、平成30年12月21日に平成31年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた、中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、消費税率の引上げに対しては、消費税率引上げ後の需要減に配慮した内容も含まれています。主な内容をお知らせします。

### 法人税関係

#### ■研究開発費税制の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除について、次のように税額控除率を見直し、一定のベンチャー企業の控除税額の上限は当期の法人税の25%から40%に引き上げられます。  
〈増減試験研究費割合80%超〉  
9.9%+(増減試験研究費割合-80%)×0.3  
〈増減試験研究費割合8%以下〉  
9.9%-(8%-増減試験研究費割合)×0.175

その他控除税額の上限の上乗せ、中小企業技術基盤強化税制、特別試験研究費の額に係る税額控除制度などについても一部見直しが行われます。

#### ■中堅・中小企業向け特例

・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、2年間延長

長されます。

・中小企業投資促進税制について、2年間延長されます。

・中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の特別償却又は税額控除制度は、対象となる設備の見直しを行った上で、2年間延長されます。

・特定中小企業者等が経営改善設備を取付した場合の特別償却又は税額控除制度は、認定支援機関の確認を受けることを適用要件に加えて、2年間延長します。

・地域経済けん引事業の促進区域内で特定事業用機械等を取付した場合の特別償却又は税額控除制度は、2年間延長します。

・青色申告書を提出する中小企業者で、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等を取付し事業に供した場合に、20%の特別

償却が認められます。

・法人税関係の中小企業向けの措置法におけるみなし大企業の範囲について、見直しが行われます。

#### ■事業税率の見直し

平成31年10月以降、事業税の税率を引き下げ、特別法人事業税を創設します。資本金1億円以下の普通法人年800万円超の所得に対し、事業税7%・特別法人事業税は2.59%(改正前は事業税9%)に変更されますが、全体の税負担としては大きな影響はありません。

### 所得税・住民税関係

#### ■住宅ローン減税の特例の創設

現在10年間利用できる住宅ローン減税が、平成31年10月〜平成32年12月までに消費税率10%で住宅を取付した場合

11〜13年目の3年間で住宅価格の2%相当の税額控除を受けられる特例が創設されます。平成31年10月以降、消費税率引上げ分を、税額控除が受けられる仕組みとなります。

■老人ホームに入っている場合でも空き家の3000万円控除が利用可能  
空き家に係る3000万円控除について、被相続人が要介護認定を受けて老人ホーム等へ入所していた場合などに利用できることとなります。

■転勤などで一時出国の場合にNISA口座の継続  
NISA口座を開設している居住者が、転勤などで一時的に居住者に該当しないことになる場合でも、所定の手続きをすることで最大5年間NISA口座について居住者に該当するとして利用することが可能となります。

■ふるさと納税の寄付先の指定化  
ふるさと納税について、募集が適正であること、返礼割合が3割以下で返礼品を地場産品にしているなどのルールを守っている自治体を総務大臣が指定して、指定を受けた自治体への寄付金のみが、ふるさと納税の対象とされます。平成31年6月以降の寄付から適用されます。

■シングルマザー等に対する個人住民税の非課税制度  
児童扶養手当の支給を受



けている児童の父又は母で、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が不明の場合に、前年の合計所得金額が135万円以下であれば、住民税が非課税とされます。平成33年度以後の住民税から適用されます。

### 相続税・贈与税関係

#### 個人事業者に対する事業承継税制の創設

経営承継円滑化法による認定を受けた相続人が平成31年から平成40年までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合は、特定事業用資産に対応する相続税について10割の納税猶予を受けることができます。

経営承継円滑化法による認定を受けた受贈者が、平成31年から平成40年までに、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、贈与により取得した特定事業用資産に対応する贈与税について納税猶予を受けることができます。

#### 事業用小規模宅地を利用した租税回避の防止

小規模宅地の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます。平成31年4月以後の相続から適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等につい

ては適用されません。これは、特定事業用宅地が8割引きの評価を受けることを利用した租税回避を防止するためです。そのため、当該宅地の上で事業に要されている減価償却資産の価額が宅地の価額の15%以上である場合は、規制の対象とされません。

#### 教育資金贈与に関する改正

教育資金について、次の改正をして2年間延長することとしました。

- ①平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用されません。
- ②受贈者が23歳に達した以降は、教育資金の範囲から、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設利用料が除外されます。
- ③贈与者が、死亡の前3年以内に教育資金贈与をした場合で、受贈者が23歳未満である場合など一定の場合に該当しない場合は、相続又は遺贈により取得したものとみなし、相続税の計算に組み込まれます。また、従来は30歳で打ち切りでしたが、受贈者が学校等に在学している場合などは40歳まで教育資金管理契約が延長されます。

#### 結婚・子育て資金贈与に関する改正

平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用がなくなり、本制度は2年間延長されることになりました。

#### 事業承継税制の改正

やむを得ない事情により資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合に、その該当した日から6月以内に解消できれば納税猶予を継続できます。

### 消費税関係

#### 輸出物品販売場についての見直し

輸出物品販売場の許可を受けている事業者が、7月内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする場合、前日までに届出をすることで、臨時販売場が輸出物品販売場とみなされます。平成31年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等から適用され、手続委託型輸出物品販売場許可申請書に、委託先の承認通知書の写しが不要となります。

#### 金地金等の密輸に対する改正

密輸品と知りながら行った課税入れについて、仕入れ税額控除制度の適用が認められなくなり、平成31年4月1日以後の課税仕入れから適用されます。

### その他

金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を、仕入税額控除の要件とします。平成31年10月1日以降の課税仕入れから適用されます。

#### 消費税率引上げに合わせた自動車に関する税率の整備

平成31年10月から平成32年9月まで取得した自家用乗用車の環境性能割は、税率が1%軽減されます。  
・自家用自動車に係る種別割は、平成31年10月以後に新車新規登録を受けたものについて、引き下げられます。

#### 民法における成年年齢引き下げへの影響

民法改正において、税法上の未成年を20歳未満から18歳未満に引き下げます。民法に合わせて平成34年4月1日以後の判定で利用されます。相続税の未成年控除、未成年のNISA口座、住民税の非課税などの取扱いに影響します。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人  
税理士 飯田聡郎  
TEL 03-5336-3159/58  
03-5336-3154/9  
HP FAX  
http://www.ilda-office.jp/

東京法人会連合会

# 知って納得 心のマナー講座

## 青年部会研修会



講師の田中ゆり子氏

4月5日(金)法人会館にて「知って納得 心のマナー講座」

クイズとロールプレイングで、あなたも今日から紳士・淑女に大変身」をテーマに研修会を行った。

講師に一般社団法人ジュニアマナーズ協会 理事長 田中ゆり子氏をお招きし、日本のマナーと世界共通の国際儀礼を中心に、ビジネスマナーや会食、お付き合いのマナーなどについてご講演をいただいた。

- ・できるビジネスマンの挨拶の秘訣
- ・先進国での握手の仕方
- ・名刺交換と頂いた名刺の扱い方
- ・他者を紹介する時の正しい作法



訪問先でのコートのたたみかた

- ・タクシーや応接室などでの正しい席次
- ・訪問時でのアポイント、お土産、コートの扱い方
- ・海外出張で知らないと思われる正しいエスコートの仕方など。

田中氏の講演を聞き、今までの間違っていたマナーにハッと気がついた方もいただろう。この講演に参加した16名の部会員が、正しいマナーを身につけ、新しいビジネスチャンスを掴み、大きく成長できるかもしれない貴重な研修会となった。

# 部会総会のご案内

去る4月17日(水)に税務研究

される。

部会第48回通常総会が法人会館で行われ、平成30年度事業

部会員の方は是非ご参加いただきたい。

報告、決算報告が承認され、

◎女性部会第52回通常総会

2019年度事業計画(案)、

開催日時 5月13日(月)

収支予算(案)も承認された。

午後2時～同5時

当日は、第一部で江東東税

◎源泉部会第45回通常総会

務署資産課税部門統括官青柳

開催日時 5月17日(金)

宏之氏を講師に迎え「事業承

午後3時30分～同7時

継税制」と題し、ご講演をい

◎青年部会第48回通常総会

いただいた。

開催日時 5月27日(月)

今後、各部会の総会が次のとおり法人会館2階にて開催

午後5時～同8時

## 第8回通常総会のご案内

開催日 6月6日(木)

会場 アンフェリシオン 5階「カーサ」

第一部 第8回通常総会

(午後3時30分～同5時30分)

第1号議案 平成30年度事業報告承認の件

第2号議案 平成30年度決算報告承認の件

第3号議案 役員改選(案)承認の件

報告事項1 令和元年度事業計画について

報告事項2 令和元年度収支予算について

第二部 懇談会(午後5時45分～同7時)

会費 無料

会場 アンフェリシオン 4階「シエロ」

※ご出欠にかかわらず委任状のご提出をお願い致します。



最近IOC や、東京都で e-Sport が注目され、高校の部活動にも参入してきている。

以前何処かの小学校の運動会で、遅い子と手をつなぎ一緒にゴールした話が喝采されていたのと似ている気がする。運動は苦手だが、ゲームで力を発揮するとか、障害者にとつて新たな参加の場が出来たと聞いた声も聞くが、果たして本当にそうなのだろうか。

運動が苦手であっても、書道や囲碁や将棋等、日本人らしい文化的な面で活躍する人も沢山いるのに、私が納得できないのは、道を歩く時のモラルの低下かもしれない。

スマホゲームに取りつかれ、周囲を見ないで歩く人の姿が多くなり、本当にゲームを e-Sport として認めるのであれば、ゲーム専用の歩道を作ってほしいと思う。

最近三人の孫が出来たジジイ(3G)の戯言か? 皆さんはどう考えますか? (萱)



連 載

支部長さんご推薦の店 ③〇

中華料理 「囍龍飯店」

大島第6支部 細田支部長



細田支部長

今回は大島第6支部・細田支部長さんご推薦の店、中華料理「囍龍飯店」さんに訪問した。

お店は都営新宿線「大島駅」と「東大島駅」の中間に位置し、どちらからも徒歩6分の新大橋通り沿いにある。お店の創業は昭和57年で、店主の黒澤利夫さんは、銀座



本日のランチメニューが飾られた囍龍飯店さん入口

アスターで20年間修行した腕の持ち主。独立後も味の研究を重ね、地元にも人気の中華料理店となっている。

店内は、カウンターに6席、テーブル席4卓、店の奥に12名入れるテーブル席がある。



店主の黒澤さんご夫婦

メニューは50種類以上あり、「イカと胡瓜の冷菜」「酢クラゲ」「フカヒレスープ」「アワビと野菜のうま煮」など人気だが、特に店主のおすすめは、他とは違う独自のタレを使いプリツとしたお肉の「すぶた」や、癖になる辛さの「マ

ーボ豆腐」、ケチャップや塩山椒で頂く「豚肉の天ぷら」とのこと。また皮はモチモチ具はジューシーな自慢の「きよぎざ」もボリュームがありおすすめ。

更に、「究極・フカヒレあんかけ炒飯」や、ご主人が発案



プリツとしたお肉「すぶた」1,200円



癖になる辛さ「マーボ豆腐」1,000円



お酒にもご飯にも合う「豚肉の天ぷら」1,100円



手前が新メニュー「爆々餃子」400円

ご飯がおひつで出てくるランチセット 700円～



した新メニューのカリツと揚げた餃子に激辛チリソースをかけた爆発するような辛さの「爆々餃子」も興味をそそる一品だ。

その他、麺類や丼ぶり、炒飯なども品数が豊富だが、色々少しずつ食べたい方にはハーフサイズメニューもあるのがありがたい。またスープとご飯がお代わり自由で小菜とザーサイが付

いたランチセットが4種類、夕方5時からメイン料理から1品選び中華そばとご飯がお代わり自由なセットもあり、満腹になれること間違いなし！

奥様のマサ子さんは「お客様からの『お腹がいつぱいになった！』『美味しかった！』のお言葉に支えられ、大島で開業して37年、地元の皆様に愛されて続けてきました。心を込めておもてなさせていただきますので是非お越しください」とのこと。

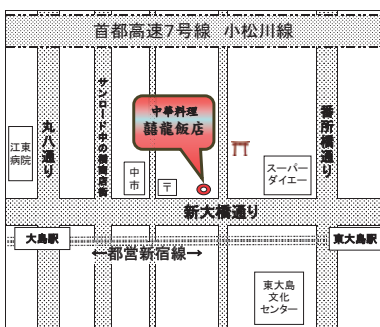
住所：大島7-22-8

電話：3682-9686

営業：11時～21時

ランチ11時～17時

休日：木曜日



*Pride of the Specialist*～公平な世の中を創る、志～  
適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

## 平成31(2019)年度税務職員募集

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。  
興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

- ◇ 受験資格
  - 1 平成31年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成32年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
  - 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者
- ◇ 申込手続
 

原則、インターネット申込みとなります。

  - 1 受付期間  
平成31年6月17日(月)9時～平成31年6月26日(水) [受信有効]  
申込専用アドレス [\[http://www.iinji-shiken.go.jp/juken.html\]](http://www.iinji-shiken.go.jp/juken.html)
  - 2 受験案内交付期間及び入手方法  
平成31年5月7日(火)～平成31年6月26日(水)  
人事院ホームページからダウンロード  
[\[http://www.iinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm\]](http://www.iinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm)

(注) 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)にも備付けています(土・日曜日を除く9時～17時)。
- ◇ 試験日
 

第1次試験 平成31年9月1日(日)  
第2次試験 平成31年10月9日(水)～平成31年10月18日(金)のうち指定された日時
- ◇ 問合せ先 江東東税務署総務課 (Tel 03-3685-6311 内線2011)

## 平成31(2019)年度国税庁経験者(国税調査官級)募集

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験(国税調査官級)」を実施しています。試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各国税局(国税事務所)管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問い合わせください。

記

- ◇ 試験概要 平成31(2019)年度の試験概要については、平成31年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。
- ◇ 問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係 (Tel 03-3542-2111 内線2163)

【参考：平成30年度の実施状況】

- ◇ 最終合格者数(全国)：249名
- ◇ 受験資格 平成30年4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
- ◇ 試験日程
  - (1) 受験申込受付期間 8月中旬
  - (2) 試験実施期間 9月から12月まで
  - (3) 最終合格発表 12月下旬

※ 平成31年5月1日以降の元号については、便宜上、「平成」と表記しています。



# 支部研修会ニュース

## 2019年度4月支部研修会を開催 東砂第2支部・東砂第3支部・南砂第1支部で開催

支部の会員または支部の未加入法人を対象に、支部と本部、江東東税務署共催の2019年度支部研修会が4月4日(木)東砂第2支部、4月11日(木)東砂第3支部、4月25日(木)南砂第1支部で開催された。

講師は、江東東税務署法人課税第一部門の審理担当上席調査官井上 浄氏に担当していただき、「事例に学ぶ法人・消費・源泉・印紙」をテーマに、それぞれの税目から数問の設問があり、その設問に対して税務調査した場合、問題視されるか否かについて、講師が解説する研修方式となっている。また、本年10月1日から導入される消費税の軽減税率制度の実施についても説明する。

最後に、意見交換の場を設



東砂第2支部研修会

今後、以下のとおり順次開催される。

- 亀戸第9支部 5月10日(金)
  - 北砂第1支部 5月14日(火)
  - 北砂第2・北砂第3・北砂第4支部合同 5月22日(水)
  - 南砂第2・南砂第3・新砂支部合同 6月10日(月)
  - 東砂第1支部 6月20日(木)
- 注) 起稿は平成31年3月29日

# 消費税の軽減税率制度実施まで残り5か月を切りました!!

本年10月1日から、消費税軽減税率制度(複数税率)が導入されます。

消費税率軽減税率制度実施まで5か月を切りました!

『複数税率対応レジの導入の準備は進んでいますか?』

中小企業庁による「軽減税率対応レジの導入・改修の支援」は本年9月30日までに導入・改修・支払いを完了し、本年12月16日までに補助金を申請することが必要になります。

「軽減税率対応レジの導入・改修」をご検討の方は、レジメーカー等に早めにご相談ください。6月末頃までに注文をしないと9月30日までに納入できない業者もいるようです。(詳細は挟み込みチラシご参照)

『受発注システムの改修等の準備は進んでいますか?』

中小企業庁による「受発注・請求書管理システムの改修等の支援」の完了期限は本年9月30日まで。(システム会社に改修を依頼する場合は、6月28日までに事前申請が必須です。お急ぎください。また、補助金の交付申請は原則代理申請になります。)

「受発注・請求書管理システムの改修等」をご検討の方は、システムベンダー等に早めにご相談ください。(詳細は挟み込みチラシご参照)

当会では、東京国税局、関東経済産業局、江東西税務署、江東東税務署、江東西法人会、東京商工会議所江東支部、江東東青色申告会、江東西青色申告会、及び東京ベイ信用金庫地域サポート部のご協力を得て、「消費税の軽減税率制度セミナー」を開催することになりました。

日時 5月23日(木)14時から

会場 東京ベイ信用金庫 城東営業部5階会議室 (江東区大島4-17-1)

電話 3685-2311

講師 江東東税務署 担当官 関東経済産業局 担当官

内容 ①消費税の軽減税率制度について

②軽減税率対策補助金について

③キャッシュレス決済によるポイント還元について

参加費無料(定員先着50名様) お申し込みは、挟み込みチラシをご参照の上、電話又はFAXでお願いたします。

電話 047-703-2119

FAX 047-703-2133

# e-ページ

大法人の電子申告の義務化に伴い導入する利便性向上策(中小法人にも適用される)

・提出情報等のスリム化

- ①イメージデータ(PDF形式)で送信された添付書類の紙原本の保存不要化
- ②勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化

・データ形式の柔軟化

- ①法人税申告書別表・勘定科目内訳明細書・財務諸表のデータ形式の柔軟化(CSV形式)

・提出方法の拡充

- ①e-Taxの送信容量の拡大
- ②添付書類の提出方法の拡大(光ディスク等による提出)

・その他

- ①e-Tax受付時間の更なる拡大
  - ②法人番号の入力による法人名称等の自動反映
- 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

## 都税だより

5月は自動車税の納期です

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

平成31年度の自動車税納税通知書は、5月7日(火)に発送します。5月31日(金)までにお納めください。

東京都の自動車税は、金融機関や郵便局等の窓口をはじめ、指定のコンビニエンスストア、ペイジー対応のATM、パソコン・スマートフォン等からインターネット(モバイル)バンキングやクレジットカードでも納付できます。

詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】  
東京都自動車税コールセンター  
03-3525-4066



## 行事予定

### 5月

10日(金)	亀戸第9支部研修会	午前10時30分	亀戸東地区集会場
11日(土)	第41回 社会貢献活動「まちをきれいに」	午前9時30分	砂町地区
13日(月)	女性部会第52回通常総会	午後2時	法人会館
14日(火)	無料記帳指導・税務相談 北砂第1支部研修会	午前10時 午後6時	法人会館 北砂二丁目集会所
16日(木)	新設法人説明会	午後3時	江東東税務署
17日(金)	源泉部会第45回通常総会	午後3時30分	法人会館
22日(水)	北砂第2・第3・第4支部合同研修会	午後6時	砂町文化センター
23日(木)	消費税の軽減税率制度セミナー	午後2時	東京ベイ信用金庫 城東営業部
27日(月)	青年部会第48回通常総会	午後5時	法人会館

### 6月

4日(火)	決算法人説明会 & 軽減税率制度説明会	午後2時	江東東税務署
6日(木)	第8回 通常総会	午後3時30分	アンフェリション
10日(月)	南砂第2・第3・新砂支部合同研修会	午前10時30分	南砂西地区集会所
11日(火)	無料記帳指導・税務相談	午前10時	法人会館
14日(金)	源泉部会 研修会 内容 「平成31年度税制改正について」 講師 江東東税務署担当官	午後3時30分	法人会館
20日(木)	東砂第1支部研修会	午後6時	東砂一、二丁目 町会 会館

### 7月

4日(木)	決算法人説明会 & 軽減税率制度説明会	午後2時	江東東税務署
16日(火)	無料記帳指導・税務相談	午前10時	法人会館
24日(水)	理事会、理事・監事・委員会・部会合同役員会	午後4時	亀戸天神社

◎内容・講師が未定となっている各部会の研修会等は、決まり次第ホームページに掲載しますので、ホームページをご覧ください。

◎各種研修会・説明会には会員以外の方の参加も可能です。お問い合わせは事務局まで。 ☎03-3684-2303

管内法人数 4,391社 法人会員数 1,562社 加入率 35.57% (平成31年3月31日現在)

バックナンバーはホームページをご覧ください。 <http://www.koto-higashi-h.or.jp/>